

令和6年 第1回
かつらぎ町議会定例会（9月会議）
追 加 議 案

令和6年9月18日提出

令和6年第1回かつらぎ町議会定例会（9月会議）追加付議事件

選挙第 7 号	かつらぎ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	1
議案第 9 5 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	2

選挙第 7 号

かつらぎ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うものとする。

令和 6 年 9 月 18 日提出

かつらぎ町議会議長 松 岡 宏 行

提案理由

令和 6 年 9 月 25 日、かつらぎ町選挙管理委員会委員及び補充員任期満了のため。

議案第 95 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり、かつらぎ町大字笠田東地内で発生した自動車事故による損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月18日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方



2 和解の趣旨

町は、損害賠償金219,182円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年3月26日

(2) 事故発生場所

かつらぎ町大字笠田東地内（町道IC下り線）

(3) 事故の状況

令和6年3月26日午後4時30分頃、相手方運転の車が京奈和自動車道かつらぎ西ICから町道IC下り線へ進入したところ、町道左側に道路の凹みがあり、走行中の相手方車両の左側前輪及び後輪が凹みに落ち、車両を損傷させた。

